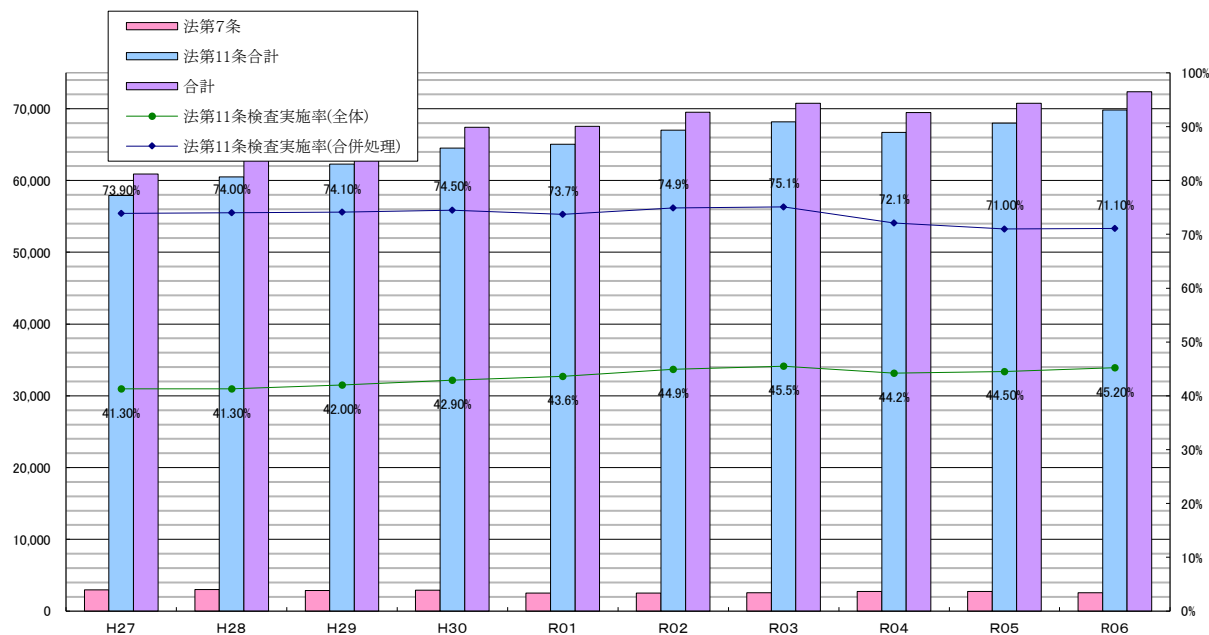


令和 6 年度 事業報告

公益財団法人 大分県環境管理協会

1 法定検査事業について

浄化槽法に基づく法定検査（第 7 条・第 11 条）を下記のとおり実施し、検査結果等について報告する。



年 度		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 0 1	R 0 2	R 0 3	R 0 4	R 0 5	R 0 6
検 査 基 数	法第7条	2,976	3,032	2,880	2,903	2,518	2,531	2,557	2,750	2,756	2,554
	法第11条(単独)	8,138	7,995	7,642	7,385	7,052	6,900	6,692	5,959	6,232	6,091
	法第11条(合併)	49,770	52,531	54,664	57,110	57,985	60,097	61,496	60,754	61,775	63,734
	法第11条合計	57,908	60,486	62,306	64,495	65,037	66,997	68,188	66,713	68,007	69,825
	合計	60,884	63,518	65,186	67,398	67,555	69,528	70,745	69,463	70,763	72,379
法第7条検査実施率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		(92.5%)	(94.5%)	(94.5%)	(94.4%)	(94.4%)	(96.8%)	(94.9%)	(94.7%)	(97.4%)	
法第11条検査実施率 [浄化槽全体]		41.3%	41.3%	42.0%	42.9%	43.6%	44.9%	45.5%	44.2%	44.5%	45.2%
		(39.4%)	(40.3%)	(41.8%)	(43.1%)	(43.8%)	(45.7%)	(47.1%)	(48.2%)	(49.8%)	
法第11条検査実施率 [合併処理浄化槽のみ]		73.9%	74.0%	74.1%	74.5%	73.7%	74.9%	75.1%	72.1%	71.0%	71.1%
		(58.3%)	(58.9%)	(60.4%)	(61.4%)	(61.2%)	(63.9%)	(64.9%)	(65.6%)	(66.4%)	
設置基数		140,263	146,513	148,381	150,494	149,053	149,289	149,707	151,104	152,993	154,537

※上記表の（ ）内は全国平均受検率

令和6年度	目標基数 (当初)	実施基数	目標差
7条	2,700	2,554	-146
11条単独	5,867	6,091	224
11条合併	62,633	63,734	1,101
合計	71,200	72,379	1,179

7条検査の目標は2,700基に対し2,554基の実施で146基の減、11条検査の目標は単独と合併を合せて68,500基に対し69,825基の実施で1,325基の増となる。

当初目標の7条検査と11条検査の合計71,200基に対し検査実施は72,379基で1,179基の増となった。

— 受検率向上への取組 —

令和6年4月1日に東部支所を開設し、検査実施体制を強化するとともに以下の事に取り組んだ。

(1) 大分県浄化槽設置台帳整備に関する県及び市町村との連携

- ① 令和6年6月7日に第1回「大分県浄化槽維持管理協議会」が開催された。浄化槽設置台帳整備については、県台帳と令和5年度検査実施した協会の検査台帳との突合により448基が職権廃止となり、また、令和4年度の補助事業リストにより14基の単独処理槽の職権廃止となった。
- ② 令和7年3月18日に第2回「大分県浄化槽維持管理協議会」が開催され、浄化槽台帳の再整備について協議された。

(2) 補助事業で設置された浄化槽の受検率向上の取組

令和6年度の検査実施率は73.4％であり、令和5年度の73.6％と比べ0.2ポイントの減であった。県下の保健所・市町を巡回して行政指導の強化を依頼するなど引き続き補助事業を担当する行政との連携を強化し、過年度未受検浄化槽並びに使用実態の不明な浄化槽の把握を行い、浄化槽台帳の整備と併せて受検率の向上に努めていく。

(3) 11条検査の受検対策について

令和6年度の月次報告にて未受検指導により受検に至ったのは、令和7年4月末時点で28.8％で令和5年度と比べ2.0ポイント増となった。

受検拒否者報告後の行政指導依頼（令和7年4月末現在）

	令和5年度	令和6年度
拒否者報告件数	698件	773件
申込件数	187件	223件
申込率	26.8％	28.8％

引き続き県下の浄化槽行政担当課と連携し、未受検対策並びに浄化槽設置台帳の整備と並行して「11条検査の受検率の向上」を図っていく。

2 1 1 条検査の件数確保について

- (1) 法定検査を確実に実施するために内部体制整備を行うとともに、検査件数を確保するための重点項目について、令和6年度は下表のとおり結果となった。

① 法第7条検査から法第11条検査への移行率

令和5年度
2, 589 / 2, 750
94.1%



令和6年度
2, 635 / 2, 756
95.6%

② 検査拒否の削減並びに保留の削減

* 検査拒否物件

令和5年度
565 / 74, 234
0.76%



令和6年度
624 / 73, 525
0.84%

* 検査保留物件

令和5年度
2, 897 / 74, 234
3.9%



令和6年度
2, 591 / 73, 525
3.5%

③ 大分市における合併処理浄化槽の検査実施率向上

令和5年度
17, 365 / 24, 441
71.0%



令和6年度
18, 099 / 25, 194
71.8%

(2) 未収金対策

過年度未収金物件についても検査を計画し、現場検査時に未収金回収ができるよう検査員による説明の徹底に取り組んできた。また、検査員による未収金の回収が不調に終わった場合、最終的な弁護士委託まで、段階に応じて速やかに債権回収を行えるよう債権管理マニュアルを整備した。

3 法定検査の信頼性確保に向けた取組み

信頼性の確保のための措置として、規程等の整備を進め、検査員の継続的な教育訓練の実施により検査体制の強化を図った。

(1) 精度管理規程に基づく各種規程集の改定

- ① 書類検査の記録内容並びに検査結果書の標記について改修し徹底を図った。
- ② 法定検査判定ガイドラインに適合した検査結果書の所見文の整理を進めた。
- ③ 水質検査の信頼性の観点から、ハンディ pH 計の校正を管理表にて徹底し校正頻度を高めた。

(2) 検査員の資質及び技術力の向上（年 3 回の検査員研修会を実施）

8 月	① 保留の取り扱いについて ② 書類検査の質疑応答について ③ 不適合業務について ④ 精度管理について（pH, 透視度）
1 2 月	⑤ 各種県外検査員研修会（全国、四国、九州）の報告に関すること ⑥ 業務内部規定の取組について ⑦ 既存単独処理浄化槽の概要について ⑧ 今後の法定検査の方向性について
3 月	⑨ 令和 6 年度の不適合業務について ⑩ 化学物質リスクアセスメントについて ⑪ 特定既存単独処理浄化槽について ⑫ 令和 7 年度の事業計画について ⑬ 浄化槽管理台帳整理について

4 行政・業界団体の連携に関すること

(1) 浄化槽システムの脱炭素化推進事業

2050 年のカーボンニュートラルを目指す環境省の事業として、令和 6 年度も引き続き全国浄化槽団体連合会からの業務委託を受け、CO₂ 排出抑制対策事業費等補助金に関する受付・審査業務を行った。申請件数は機器改修事業は 3 件、交換事業は 2 件の計 5 件。

(2) 各種研修会・設置転換事業（浄化槽法改正関連事業）

- ① 改正法に基づく浄化槽管理士研修会を 10 月及び 2 月に計 3 回開催した。
- ② 県主催の行政担当者研修会に講師を派遣し、座学研修では各市町村の受検率の状況や不適正事例等を説明。また、現地研修では法定検査の一連の流れ等について解説した。

(3) 賛助会員・部会の情報提供

令和 6 年度の部会運営委員会は 7 月に合同部会を開催し、法定協議会の情報提供や CO₂ 排出事業費等補助金の紹介、令和 6 年度浄化槽管理士研修会の開催日程や意見交換を行った。

5 浄化槽放流水等の水質検査事業について

(1) 計量証明書発行及び水質検査実績

水質汚濁防止法、浄化槽法及び関連法規等に基づく放流水の外部依頼による水質検査並びに、浄化槽法に伴うBOD分析を実施した。収益事業として実施する計量証明書を発行する水質検査は前年度比123件減の5,907件、法定検査のBOD検査は前年度比1,622件増の72,373件、全体で前年度比1,499件増の78,280件の検査を実施した。

実施項目	実施件数	
	令和5年度	令和6年度
浄化槽	5,722	5,600
し尿処理施設	36	36
その他	272	271
合計（計量証明書発行）	6,030	5,907
7・11条BOD	70,751	72,373
総計	76,781	78,280

(2) 精度管理

測定器の日常・定期的な管理や校正の実施等により、精度の維持に努めた。また係内では、毎月同一試料の測定を各職員で行うことで誤差が少なくなるよう研修を行った。更に外部との比較のために、他団体が行う技能試験に参加する等、精度の確保に努めた。

(3) 外部依頼検査

収入目標の43,000,000円に対して今年度は42,777,880円となり、僅かに目標には届かなかった。前年度比-273,300円であった。

(4) 調査・研究業務

令和6年度は労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントの実施について検討した。

6 総務部関連事業について

(1) 組織体制の整備

協会全体としての効率化を図るため、浄化槽管理士研修会等、これまで検査部で所管していた一部の業務を総務部に移管する準備として、総務企画課にあらたに事務職員を採用し、組織の強化を図った。

(2) 必要な労働力の確保とワークライフバランスへの取組みについて

採用サイトを活用するとともに大学が主催する合同企業説明会に参加する等して、積極的なリクルート活動を行い、労働力の確保に努めた。

(3) 職員の資質向上のための教育訓練の実施

職員に業務上必要な知識や能力を習得させるため、また社会的規範を遵守させるため、外部講師を招致してのメンター研修や、情報セキュリティ及び安全運転等の内部研修を実施した。

(4) 職員の健康増進について

保健師による健康講話の実施、定期健康診断時のオプション健診費用の補助及び大分県が提供している健康アプリ「おおいた歩得（あるとつく）」の利用を促す等の取組みを行い、健康経営事業所の認定（県が全国健康保険協会大分支部と協力して認定を行っている）も継続して受けることができた。

(5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度

当初目標 1,091 件に対して、令和 6 年度の実績は下記のとおりである。

受理件数 907 件（参考：令和 5 年度実績 1,062 件）

(6) 提案活動

県生活環境部長及び県土木建築部長（令和 6 年 11 月 1 日）、並びに自由民主党大分県支部連合会（令和 6 年 9 月 24 日）に対し、浄化槽施策にかかる提案活動を実施した。

【提案項目】

1. 合併処理浄化槽の整備推進等のための支援強化について
2. 浄化槽維持管理費に係る助成制度の創設について
3. 浄化槽処理促進区域における公共浄化槽の設置推進について
4. 浄化槽行政推進に係る関係機関等の連携強化等について

(7) 浄化槽普及啓発活動関連

① 設置者講習会への講師派遣

以下のとおり 8 会場の講習会に当協会の職員を講師として派遣した。主に浄化槽の正しい使い方の内容を中心とした講習を行った。

令和 6 年 9 月 25 日	東部保健所主催（東部保健所）
令和 6 年 9 月 30 日	西部保健所主催（玖珠土木事務所）
令和 6 年 12 月 4 日	中部保健所由布保健部主催（庄内公民館）
令和 7 年 1 月 24 日	南部保健所主催（南部保健所）

令和 7 年 2 月 27 日 西部保健所主催（日田総合庁舎）
令和 7 年 2 月 27 日 東部保健所主催（東部保健所）
令和 7 年 3 月 11 日 西部保健所主催（玖珠総合庁舎）
令和 7 年 3 月 13 日 豊肥保健所主催（豊後大野総合庁舎）

② 環境学習 出前授業の実施

本事業を普及啓発活動の柱とすべく、希望校の募集方法及び授業内容を再構築した。また大分市内の小学 4 年生（147 名）を対象に、刷新した授業内容で出前授業を実施（令和 6 年 6 月 5 日）した。

③ 浄化槽絵はがきコンテストの開催

5 回目の開催となった本事業は、今回 194 点の応募をいただいた。また作品は、県庁に展示するとともに、7 条検査時に管理者に配布する浄化槽記録表ファイルの表紙に利用する等して、啓発普及の取組みも行った。

(8) 広報活動

- ① 会報「環境おおいた」を年 2 回発行し、賛助会員及び関係機関に有用な情報を提供するとともに、新聞等のマスメディアを活用し、広く県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及に努めた。
- ② 協会ホームページにおいて必要なディスクロージャーを行い業務運営の透明化を図るとともに、浄化槽の普及啓発等の情報を発信し、閲覧者の照会要求に対応するよう努めた。
- ③ 郵便局のデジタルサイネージ（液晶ディスプレイによる広告）を利用し、法定検査の受検を促す内容の動画を映写することで、下記郵便局周辺地域において重点的に啓発を実施した。

日田郵便局 （令和 4 年 10 月～令和 7 年 9 月）

大分東郵便局 （令和 5 年 2 月～令和 8 年 1 月） ※（ ）内は実施期間

(9) 7 条検査の適期実施に向けた対応

当協会の「7 条適期実施のための事務処理要領」に基づき、各種届出書類の管理を行い、法令で定められている 7 条検査の適期実施に努めた。

(10) 未収金対策

未収金回収の弁護士委託を開始し、想定以上の成果を得ることができたので、さらなる回収効率の向上のため、弁護士委託を組入れた債権管理マニュアルを整備し、これを令和 7 年度当初から運用開始するに至った。

(11) 検査システムの利便性の向上

未収金回収の弁護士委託にあわせて必要なシステムの改修を行った。

(12) 情報セキュリティ対策

フィッシングメールやサイバー攻撃の対策情報を職員間で共有する等して、日常的に注意喚起を行い、情報セキュリティの脅威に備えた。

(13) エコアクション 21 の継続

9 月 25 日に本部事務所において中間審査が行われ、ガイドラインに適合していることが確認された。特に絵はがきコンテスト等の環境啓発活動の取組みが、地域社会のコミュニケーションを維持しているとして評価をいただいた。